

モーダルシフト(RORO 船)推進助成金交付要綱

公益社団法人大分県トラック協会

(趣旨)

第1条 公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、CO₂の排出抑制及び運転手の労務安全（事故リスクの軽減）に資するため、予算の範囲内において会員事業所に対し、モーダルシフト(RORO 船)推進助成金（以下「助成金」という。）として、RORO 船乗船運賃の一部を助成するものとする。

(助成対象)

第2条 県ト協は、次の各号のすべてに該当する RORO 船の利用に係る運賃に対して、助成するものとする。

- (1) 対象とする RORO 船事業者は、「川崎近海汽船株式会社」及び「商船三井フェリー株式会社」とする。
- (2) 一般貨物自動車運送事業を営む会員事業所のうち RORO 船を利用し、その乗船運賃を支払ったもの。
- (3) 車両及び運転手が乗船したもの、又は車両のみが乗船したもの。
- (4) 車両の車番が1ナンバー・8ナンバーのものであること。
- (5) 県ト協会費を1年以上未納していない会員事業所が保有する車両であること。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額等は、当該年度において開催する交通環境対策委員会の決議によるものとする。

2 次条に定める助成期間の半期を経過した時点で、助成金の単価を減額する見直しを行うことができるものとする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、当該年度において開催する交通環境対策委員会の決議によるものとする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、会員事業者が月ごとに行うものとする。

2 別紙1の「モーダルシフト(RORO 船)促進助成金交付申請書」については、原則当月分を翌月の末までに県ト協会長宛てに申請するものとする。

3 助成金交付申請書には、モーダルシフト推進事業実績日計表（別紙2）に、フェリー会社の証明印を付して、会長に申請するものとする。

(助成金交付決定)

第6条 県ト協は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めた場合は、モーダルシフト(RORO 船)推進助成金交付決定通知書（別紙3）により申請した会員事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた会員事業者は、モーダルシフト(RORO 船)推進助成金交付請求書(別紙4)により、県ト協に対し請求するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 第6条の規定により交付すべきものと認めた助成金は、各月の請求分を翌々月末までに支払うものとする。

2 申請期間中であっても、予算に達した時点で交通環境対策委員会の決議をもって、助成を終了することができることとする。

(報告及び意見の聴取)

第9条 県ト協は、会員事業者に対して、助成金に係る事業に関して必要な報告及び意見を求めることができる。

(雑則)

第10条 本要綱に定めのない事項は、県ト協の交通・環境対策委員会において協議し、決議するものとする。

(附則)

本要綱は、平成29年7月25日より適用する。

平成31年4月1日一部改正

(新設)

別紙（第3条、第5条関係）

1. 申請台数1台あたりの助成金の単価

	運転手+車両	車両（トレーラー）のみ
RORO 船	5,000円	2,000円

2. 1日あたりの助成対象車両に係る上限台数（事業所規模別の助成に係る上限台数）

RORO 船会社ごとに次の台数を申請の上限とする。

事業所保有車両台数	1日あたりの助成に係る上限台数
20台まで	7台
21台～40台	6台
41台以上	5台

※ 事業所保有車両台数は、前年度末日現在の台数とする。

3. 申請に当たっての留意事項

- ① 1. の助成金の単価は、第3条第2項の規定による見直しにより減額する場合があります。
- ② 申請者は、毎月15日までにフェリー会社に、日計表の証明依頼を行ってください。（期日厳守）
- ③ 助成金交付申請書は、毎月の実績を翌月末日までに提出してください。
- ④ 助成金交付申請書の添付書類は、モーダルシフト推進事業実績日計表のほか、必要に応じて県ト協から要求する証明書類とします。
- ⑤ 記載内容等に不備が認められれば、助成の対象とならない場合があります。